



COPY

事業者番号 460008096

関自貨第909号

許 可 書

株式会社 信太商店

代表取締役 信太 裕介 殿

平成23年 8月 1日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条件

1. 運輸開始は、許可の日から1年以内に行わなければならない。
2. 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に加入しなければならない。
3. 一般廃棄物の運送に限る。
4. 発地及び着地のいずれもが東京都渋谷区の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。
5. 車体に「限定」の表示をすること。
6. 運輸開始までに社会保険等加入義務者が、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入しなければならない。
7. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

記

経営しようとする事業

一般貨物自動車運送事業

平成23年11月10日

関東運輸局長 神谷俊広



関 東 運 輸 局